

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2018年4月1日
(第67期)	至	2019年3月31日

船井電機株式会社

(E01863)

目 次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	9
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	17
5. 研究開発活動	18
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
(1) 株式の総数等	21
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	30
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	30
(5) 所有者別状況	30
(6) 大株主の状況	31
(7) 議決権の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	36
3. 配当政策	37
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
第5 経理の状況	49
1. 連結財務諸表等	50
(1) 連結財務諸表	50
(2) その他	88
2. 財務諸表等	89
(1) 財務諸表	89
(2) 主な資産及び負債の内容	99
(3) その他	99
第6 提出会社の株式事務の概要	100
第7 提出会社の参考情報	101
1. 提出会社の親会社等の情報	101
2. その他の参考情報	101
第二部 提出会社の保証会社等の情報	102

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【事業年度】	第67期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 船越 秀明
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 上島 誠
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 上島 誠
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	216,553	170,041	133,838	130,130	105,549
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	600	△13,653	△7,726	△11,909	1,392
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (百万円)	31	△33,839	△6,745	△24,709	2,613
包括利益 (百万円)	9,191	△37,479	△6,098	△25,467	3,490
純資産額 (百万円)	123,218	84,439	76,656	50,717	54,057
総資産額 (百万円)	188,898	154,186	108,655	80,265	83,293
1株当たり純資産額 (円)	3,576.14	2,442.28	2,242.38	1,485.96	1,583.46
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.92	△991.81	△197.70	△724.21	76.59
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	64.59	54.04	70.41	63.16	64.86
自己資本利益率 (%)	0.03	—	—	—	4.99
株価収益率 (倍)	1,504.35	—	—	—	9.75
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	16,897	△7,549	△13,329	△5,369	3,507
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△17,360	11,805	13,266	△2,174	△775
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△2,725	69	△11,150	△584	△239
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	42,991	47,116	38,971	30,650	33,544
従業員数 (人)	3,604	3,318	2,826	2,408	2,383

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第64期、第65期及び第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第63期及び第67期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第64期、第65期及び第66期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第64期、第65期及び第66期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、第63期、第64期、第65期及び第66期の各連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	153,968	135,147	103,982	119,197	97,910
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,223	14,980	△5,315	△8,414	1,241
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△531	△4,610	2,138	△19,435	970
資本金 (百万円)	31,307	31,307	31,307	31,307	31,307
発行済株式総数 (株)	36,130,796	36,130,796	36,130,796	36,130,796	36,130,796
純資産額 (百万円)	76,222	70,197	71,269	51,362	52,334
総資産額 (百万円)	115,895	116,239	91,994	73,612	70,691
1株当たり純資産額 (円)	2,229.81	2,053.17	2,084.46	1,504.87	1,532.96
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	35.00 (-)	30.00 (-)	10.00 (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△15.59	△135.12	62.69	△569.64	28.45
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.64	60.27	77.31	69.75	73.99
自己資本利益率 (%)	-	-	3.03	-	1.87
株価収益率 (倍)	-	-	15.09	-	26.26
配当性向 (%)	-	-	15.95	-	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	868 (25)	794 (22)	752 (22)	687 (20)	611 (21)
株主総利回り (比較指標：TOPIX (東証株価指数)) (%)	138.8 (130.7)	102.9 (116.6)	99.9 (133.7)	81.6 (154.9)	80.4 (147.1)
最高株価 (円)	1,623	1,590	1,050	1,118	803
最低株価 (円)	929	807	793	689	496

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第63期、第64期及び第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第65期及び第67期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第63期、第64期及び第66期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第63期、第64期及び第66期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1961年 8月	大阪市生野区に資本金20百万円にて船井電機㈱を設立
1964年 3月	広島県深安郡（現福山市）に生産会社として中国船井電機㈱（現連結子会社）を設立
1976年 6月	株式の額面金額変更（500円→50円）のため、形式上の存続会社と合併
1976年 9月	本店を大阪府大東市に移転
1980年 6月	ドイツ ハンブルグに販売拠点としてFUNAI ELECTRIC TRADING (EUROPE) GmbH（現FUNAI EUROPE GmbH、現連結子会社）を設立
1983年 7月	東京都千代田区に東京支店を設置
1992年 3月	香港に中国広東省で委託加工を行うため、嘉財実業有限公司（現船井電機（香港）有限公司、現連結子会社）を設立
1996年 1月	当社及びフナイ販売㈱（2006年11月清算結了）のサービス部門を分離し船井サービス㈱（現連結子会社）を設立
1999年 2月	㈱大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
2000年 3月	㈱東京証券取引所市場第一部に株式上場、並びに㈱大阪証券取引所市場第一部に指定
2000年11月	船井軽機工業㈱を吸収合併
2001年 3月	決算期を6月15日から3月31日に変更
2003年 7月	タイ ナコンラーチャシーマーに生産拠点としてFUNAI (THAILAND) CO.,LTD.（現連結子会社）を設立
2003年12月	中国の広東省東莞機械進出口有限公司の黄江工場（広東省東莞市）において委託加工を開始
2004年 4月	FUNAI ELECTRIC TRADING (EUROPE) GmbH（現連結子会社）の社名をFUNAI EUROPE GmbHに変更
2006年10月	ポーランド ルブシュに生産拠点としてFUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp. z o. o.（現FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.、現連結子会社）を設立
2007年10月	米国 オハイオにサービス拠点としてFUNAI SERVICE CORPORATION（現連結子会社）を設立
2008年 6月	米国 ジョージアに販売拠点としてP&F USA, Inc.（現FUNAI CORPORATION, INC.、現連結子会社）を設立
2009年 4月	メキシコ メヒコに販売拠点としてP&F MEXICANA, S. A. DE C. V.（現連結子会社）を設立
2010年 7月	FUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp. z o. o.（現連結子会社）の社名をFUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.に変更
2012年 2月	インド ムンバイに販売拠点としてFunai India Private Limited（現連結子会社）を設立
2012年 6月	中国 広東省に生産拠点として中山船井電機有限公司（現連結子会社）を設立
2013年 4月	フィリピン バタンガスに生産拠点としてFunai Electric Philippines Inc.（現連結子会社）を設立
2013年 4月	Lexmark International, Inc. よりインクジェットプリンタ関連製品製造子会社（現Funai Electric Cebu, Inc.、現連結子会社）の全株式取得
2013年 7月	㈱東京証券取引所と㈱大阪証券取引所の市場統合に伴い、㈱大阪証券取引所市場第一部は、㈱東京証券取引所市場第一部に統合
2015年10月	米国 デラウェアにFUNAI CORPORATION, INC.（2018年4月吸収合併により消滅）とP&F USA, Inc.（現FUNAI CORPORATION, INC.、現連結子会社）の統括会社としてFUNAI NORTH AMERICA, INC.（現連結子会社）を設立
2016年 4月	メキシコ ティファナに生産拠点としてFunai Manufacturing, S. A. DE C. V.（現連結子会社）を設立
2018年 4月	P&F USA, Inc.（現連結子会社）を合併存続会社としてFUNAI CORPORATION, INC.を吸収合併 P&F USA, Inc.（現連結子会社）の社名をFUNAI CORPORATION, INC.に変更

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社26社（子会社25社、関連会社1社）により構成され、電気機械器具の製造及び販売を主たる事業とし、これに附帯する事業を営んでおります。

主要な製品としては下記のものがあります。

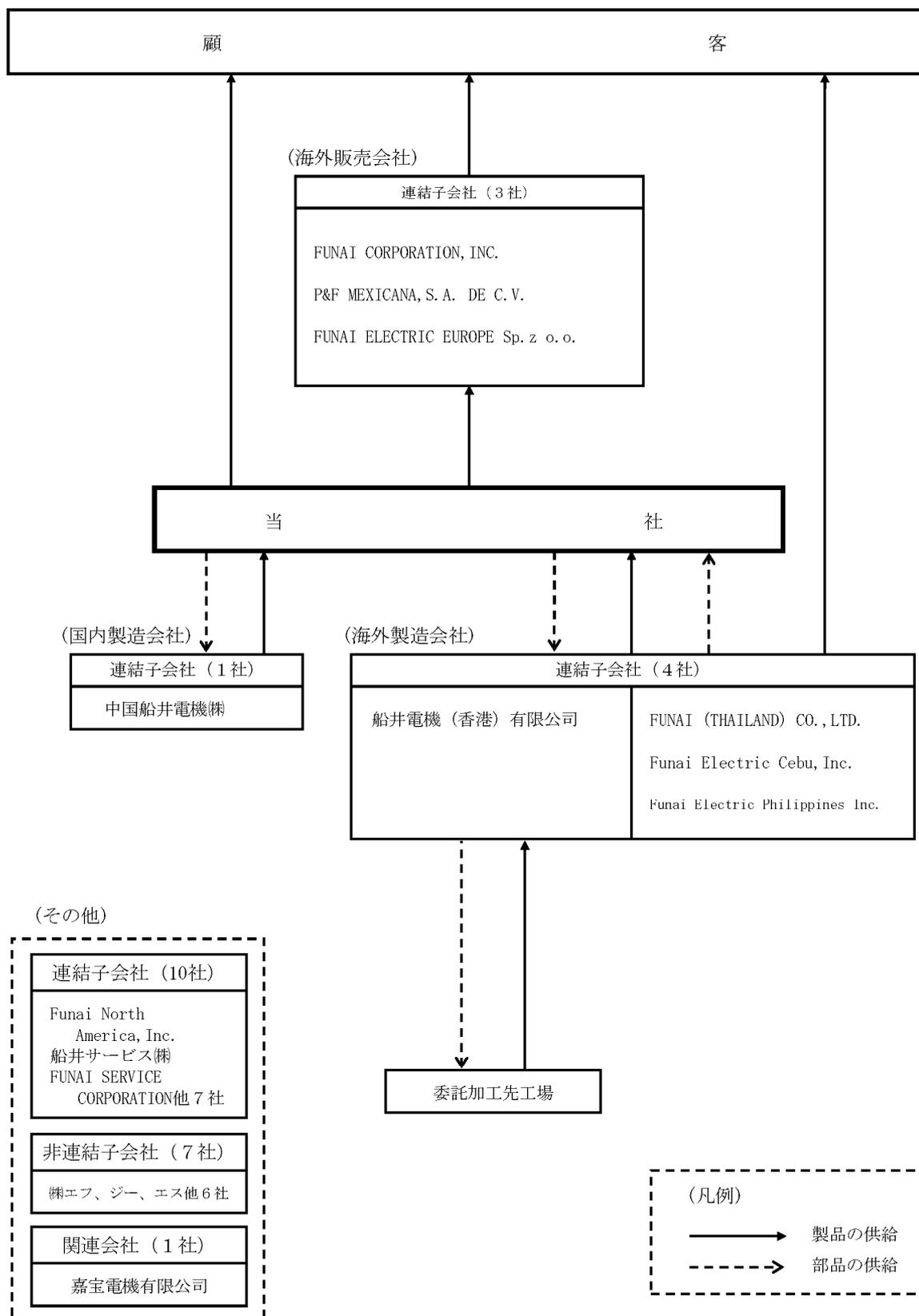
（映像機器）液晶テレビ、有機ELテレビ、DVDプレイヤー、DVDレコーダー
ブルーレイディスクプレイヤー、ブルーレイディスクレコーダー

（情報機器）プリンター、インクカートリッジ

当社及び主要な関係会社の事業内容と当該事業における位置づけは、次のとおりであります。

事業の内容	主要会社	セグメントの名称
映像・情報機器等の製造	当社	日本
	中国船井電機(株)	日本
	船井電機(香港)有限公司	アジア
	FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	アジア
	Funai Electric Cebu, Inc.	アジア
	Funai Electric Philippines Inc.	アジア
映像・情報機器等の販売	当社	日本
	FUNAI CORPORATION, INC.	米州
	P&F MEXICANA, S. A. DE C. V.	米州
	FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.	欧州
その他 ・北米地区における子会社の管理 ・電気機械器具のアフターサービス他	Funai North America, Inc.	米州
	船井サービス(株)	日本
	FUNAI SERVICE CORPORATION他15社	米州他

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	セグメントの名称	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 中国船井電機株式会社	広島県福山市	日本	百万円 40	電気機械器具等の加工	100	当社へ加工品の納入 当社所有の建物を賃貸
船井サービス株式会社	大阪府東大阪市	日本	百万円 10	電気機械器具のアフターサービス	100	当社製品のアフターサービス 役員の兼任あり
船井電機(香港)有限公司 (注) 1.	香港新界	アジア	千HK\$ 115,000	電気機械器具の製造(委託加工)	100	当社へ製品の納入 資金援助あり
FUNAI (THAILAND) CO., LTD. (注) 1. 3.	タイ ナコンラーチャシーマー	アジア	千BAHT 1,568,200	電気機械器具の製造	100 (19.1)	当社へ製品の納入
Funai Electric Cebu, Inc. (注) 1.	フィリピン セブ	アジア	千US\$ 67,150	電気機械器具の製造	100	当社へ製品の納入
Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン バタンガス	アジア	千PHP 1,176,000	電気機械器具の製造	100	当社へ製品の納入 資金援助あり 役員の兼任あり
Funai North America, Inc. (注) 1.	米国 デラウェア	米州	千US\$ 123,600	北米地区における子会社の管理	100	北米地区における子会社 統括会社 役員の兼任あり
FUNAI CORPORATION, INC. (注) 1. 2. 3.	米国 ニュージャージー	米州	千US\$ 123,500	電気機械器具の販売	100 (100)	当社製品の販売 役員の兼任あり
P&F MEXICANA, S.A. DE C.V. (注) 4.	メキシコ メヒコ	米州	千MXN 177,900	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 資金援助あり 役員の兼任あり
FUNAI SERVICE CORPORATION	米国 オハイオ	米州	千US\$ 8,500	電気機械器具のアフターサービス	100	当社製品のアフターサービス 役員の兼任あり
FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o.o. (注) 1.	ポーランド ルブシュ	欧州	千PLN 132,605	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 役員の兼任あり
その他7社(注) 5.	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. FUNAI CORPORATION, INC. は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

FUNAI CORPORATION, INC. の主要な損益情報等	① 売上高	66,980百万円
	② 経常利益	587百万円
	③ 当期純利益	2,039百万円
	④ 純資産額	10,399百万円
	⑤ 総資産額	19,700百万円

3. 議決権の所有割合の()内は内書きで間接所有割合であります。

4. 債務超過会社で債務超過額は、2019年3月末時点で5,642百万円となっております。

5. 債務超過の状況にあるFUNAI EUROPE GmbHを含んでおります。

その債務超過額は2019年3月末時点で10,482百万円となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	658
米州	297
アジア	1,428
欧州	—
合計	2,383

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
611 [21]	44.1	18.3	6,012,607

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	611 [21]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [] 外数で表示しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ76名減少しております。減少した主な理由は、自然減によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当民生用電気機器業界におきましては、当社グループの主要市場である北米において依然不透明な要因が多く、特に大型液晶テレビのコモディティ化が加速しており、より一層の競争激化が予想されます。また、インターネット動画配信サービスの普及による影響を受け、DVD・BD関連製品の市場の縮小が想定よりも早く進んでおります。

こうした業界環境におきまして当社グループの経営方針、対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営基本方針

当社グループは「より良い製品を」「より厚い信用を」「より実りある共存共栄を」の社是のもと、最も効率的な開発、生産、販売体制を構築し、世界マーケットへ高品質かつ適正価格の製品を安定供給することによって、厚い信用を築くとともに、更に当社に関わるすべての人々の相互繁栄を期することを基本方針として事業活動を推進してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの経営指標につきましては、売上高営業利益率を最も重視しており、全社をあげて中期的に売上高営業利益率5%以上を目標に取り組んでまいります。

(3) 対処すべき課題

① 売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復を最重要課題と位置づけております。

ディスプレイ、デジタルメディア事業につきましては、ビジネスモデルの見直しを終えたメキシコ市場での販売拡大、北米市場におきましては、クリスマス商戦への取り組み強化に加えて更なるマーケット・シェア拡大を図ってまいります。日本市場におきましては、2017年から販売を開始したFUNAIブランド製品が堅調に推移しております。2020年に開催される東京オリンピックを控えテレビ等のAV製品の買い替え需要も期待されることから、更なるブランド浸透を目指し、日本市場向け製品開発に経営資源を集中してまいります。

プリンティングソリューション事業につきましては、大容量インクジェットプリンターやラベルプリンター、ネイルアートプリンターのOEM並びに自社ブランドの販売拡充を図ることで増収増益を計画しております。

新規事業につきましては、長年培ってきた技術の応用により特殊プリンターや車載機器等の新分野を開拓し展開してまいります。また、今後は参入を果たした市場で収益基盤の確保を目指すとともに、世界最大の一般消費財メーカーに対するマイクロ流体ディクス（微量流体制御技術）を活かした派生製品の共同開発と既存開発アイテムの販売開始に加えて、技術開発が終了した車載用ダイレクトバックライトや業務用サイネージ事業、医療、ヘルスケア分野などへの新製品の投入を積極的に進めてまいります。

営業利益面につきましては、規模の利益を追求する一方で、売上総利益率の高い製品の販売促進に注力すると共に、生産や在庫管理の徹底にて販売先の実売に応じた購買戦略を展開することにより、製品及び部品など原材料の在庫による評価損失を抑制することに努めてまいります。更に世界中から選ばれる製品を創ることを目指し、製品の返品率の低減に重点的に取り組むとともに、返品処理に伴う損失発生最小化を図ります。これらの施策を通じて、安定的に利益を確保できる体制を構築してまいります。

② 生産体制の最適化と強化

当社グループでは、タイ・フィリピン・メキシコにそれぞれ生産拠点を保有しております。最適な地域に生産を集中することで現地部材調達率を高め、製品が消費者に届くまで、一貫した生産効率の向上とコスト削減に取り組んでおります。

③ 人材の育成と登用

当社グループでは、グローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個人の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により、若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

2【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクには以下のものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの経営方針について

当社グループは、グローバル規模での最適地生産・販売体制のもと、良質で低価格の製品を消費者に提供する方針をとっており、主要製品である薄型テレビ、DVD・BD関連製品、プリンター関連製品並びにその他（車載用バックライト、歯科用CT等）の製造・販売を行っております。

上記デジタル製品分野は、価格競争が激しく、ライフサイクルも短く、かつ新技術・新機能の開発競争も激化しており、これらの状況は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

① 製品のコスト、市場価格について

当社グループは、ウォルマートを代表とするマスマーチャンドライザーの顧客を最大のターゲットにしているため、低価格の実現が必要と考えております。このため、最適地生産体制の確立、独自に開発した生産性向上システムであるFPS（フナイ・プロダクション・システム）の一層の深耕を図るとともに、部品の内製化及び集中購買等を通じてコスト削減を行っております。

しかし、当民生用電気機器業界は競争が激しいため、部品・原材料価格が上昇した場合は、これらの対策を実施したにも拘らずコスト圧力が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 新技術への対応について

当民生用電気機器業界におきましては、かつてないスピードでのグローバル化、業際を越えた業界再編、インターネットの浸透と環境に配慮した社会の進展といった変化の中、市場ニーズも多様化しており、新製品開発の質・量・スピードを高めていく必要があります。

当社グループでは、こうした課題に対応すべく、他社との事業提携や産学連携、人材育成などにより新規事業分野を中心とする技術力の向上、場合によってはM&A等も選択肢の一つとして捉えております。しかし、予想以上の市場ニーズの多様化や技術革新等の発生によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 製品・サービスの欠陥について

当社では、品質管理及び技術関係部署を中心に品質の維持向上に努めております。また、国内外にサービス会社を設立しサービス体制を整えております。ただし、製品の欠陥が生じ、製品の修理、交換の対応に問題が生じた場合、その保証の影響及び社会的評価の低下等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

近年、製品の製造販売等をせずに、第三者から購入した知的財産権を用いて特許訴訟を提起して特許実施料収入を得る、所謂「パテント・トロール」の活動が盛んになっております。この傾向に製造販売業界全体が苦慮しており、このトロールの活動如何では多額の裁判費用及び賠償額支払いを余儀なくされ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 業務提携等について

当社グループでは売上拡大と収益向上を効率的に実現するため、業務提携を行うことがあります。しかし、様々な要因により、当初期待した相乗効果が得られない場合、提携関係を継続できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績、成長見通しに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外市場動向等の影響について

① 米州市場への依存度について

当社グループの売上高は海外市場の構成が高く、特に米州市場への全売上に占める割合は当連結会計年度実績で66.2%となっております。また、その中でもウォルマートグループへの全売上に占める割合は当連結会計年度実績で50.8%となっております。

そのため、米州の景気及びウォルマートグループの業績が急速に後退した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 為替変動リスクについて

当社グループは、主力製品について最適地生産・販売体制の考えに基づいて生産地を決定しております。

タイ及びメキシコにおきましては液晶テレビ、フィリピンではプリンター関連製品、インクカートリッジ及びDVD・BD関連製品を生産しております。

一方、販売につきましては、当社がこれらの製品を当該海外生産子会社から仕入れ、海外販売子会社を通じて、北米等を中心とした世界の市場に向けて販売する他、国内におきましては、OEM供給先に対する直接販売等を行っております。

当社グループの売上は主に米ドル建てですが、一部メキシコペソや円建ての取引が存在します。また、主な仕入取引については大半が米ドル建てで決済を行っております。米ドル建ての売上と仕入の取引については為替変動による影響はありませんが、売上がメキシコペソや円建ての場合は、米ドル建て費用に対する為替変動の影響を受けます。

また、海外通貨建ての資産・負債は決算日時点の為替レートにより円換算されることから、大幅な為替変動は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

① 法的規制について

当社グループは事業を展開する各国において、商取引、輸出入、独占禁止、知的財産権、製造物責任、環境保護、消費者保護、金融取引及び事業者への課税をはじめとする様々な法規制の適用を受けます。これらの法規制あるいは当局の法令解釈が従来から変更になること等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟等について

当社グループは国内外で展開する事業において、継続的に運営に関する各種の訴訟リスクが存在します。重要な訴訟等が提起された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理について

当社グループの社内システムについて情報漏洩対策やウィルス防御システムの導入などを施しておりますが、人的ミスや新種のウィルス等に起因する情報漏洩やシステムダウンを完全に防御できない可能性があります。こうした事象が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 退職給付債務について

当社及び一部のグループ会社では、確定給付企業年金制度を設けており、その退職給付債務は、年金資産に係る長期期待運用収益率や割引率などの数理計算上の前提に基づいて算出されております。しかしながら、その前提条件に変更の必要が生じた場合や運用環境の悪化等により年金資産が減少した場合、また、年金制度の変更等により将来の退職給付費用が増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 資金調達について

当社グループの業績の悪化により、資金調達の制約を受け、資金調達コストの上昇を招く可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要な事象について

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。ただし、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3)継続企業の前提に関する重要な事象を解消するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

①財政状態及び経営成績の状況

当社グループの主要市場である米国におきましては、個人消費や企業の設備投資の増加、雇用・所得環境の改善を受けて景気は堅調に推移しておりましたが、政府機関の閉鎖や株価下落などにより成長ペースは一時的に減速いたしました。先行きにつきましては米中貿易戦争をはじめとする通商問題の動向、米連邦準備理事会（FRB）の金融引き締め路線の転換など今後の政策に関する不確実性の高まりによるリスクに十分留意する必要があります。

欧州におきましては、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するものの、英国の欧州連合（EU）離脱交渉の混迷や海外景気の減速と政治をめぐるリスクが重石となり、EU経済の先行きは不透明な状況が続いております。

わが国におきましては、個人消費の持ち直しに加え、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しております。また、2020年7月に開催される東京オリンピックに向けて特需も期待できます。ただし、通商問題の動向及び影響、中国を始めとするアジア諸国の経済の先行き等、海外経済の動向と政策に関する不確実要素により景気下振れリスクは高まっており、消費や投資にも弱さがみられる恐れがあります。

このような状況下、当社グループは「2018年度 経営方針」に掲げた赤字脱却に向けた取組みとして、グループビジョンである“FUNAIは世界中から選ばれる製品を創る”の実現を目指し、基本戦略として①北米市場での「マーケット・シェアの拡大」、②日本市場での「FUNAIブランド浸透」、③「新規ビジネスの展開」に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は69,958百万円（前連結会計年度末67,310百万円）となり、2,647百万円増加いたしました。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は13,335百万円（前連結会計年度末12,954百万円）となり、380百万円増加いたしました。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は28,121百万円（前連結会計年度末26,842百万円）となり、1,279百万円増加いたしました。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は1,114百万円（前連結会計年度末2,705百万円）となり、1,591百万円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は54,057百万円（前連結会計年度末50,717百万円）となり、3,340百万円増加いたしました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高105,549百万円（前期比18.9%減）、営業利益682百万円（前期は10,885百万円の営業損失）、経常利益1,392百万円（前期は11,909百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益2,613百万円（前期は24,709百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

所在地別セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（日本）

日本は、売上高36,624百万円（前期比1.2%増）、セグメント利益（営業利益）637百万円（前期は5,634百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(米州)

米州は、売上高68,083百万円（前期比26.8%減）、セグメント利益（営業利益）160百万円（前期は965百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(アジア)

アジアは、売上高819百万円（前期比4.0%減）、セグメント利益（営業利益）709百万円（前期は3,948百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(欧州)

欧州は、売上高22百万円（前期比82.5%減）、セグメント利益（営業利益）64百万円（前期は83百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、未払金の減少、定期預金の預入による支出及び有形固定資産の取得による支出等があったものの、税金等調整前当期純利益の計上、売上債権の減少及び仕入債務の増加等により、前連結会計年度末に比べ2,893百万円（9.4%）増加し、当連結会計年度末には33,544百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果獲得した資金は3,507百万円（前年同期は5,369百万円の使用）となりました。これは主に未払金の減少があったものの、税金等調整前当期純利益の計上、売上債権の減少及び仕入債務が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は775百万円であり、前連結会計年度に比べ1,398百万円（64.3%）減少となりました。これは主に定期預金の払戻による収入及び有形固定資産の売却による収入があったものの、定期預金の預入による支出及び有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は239百万円であり、前連結会計年度に比べ345百万円（59.0%）減少となりました。これは主にリース債務の返済による支出によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)
日本 (百万円)	4,319	64.2
米州 (百万円)	5,281	286.4
アジア (百万円)	63,218	66.8
欧州 (百万円)	—	—
合計 (百万円)	72,820	70.6

(注) 1. 金額は製造価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社グループが販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注実績は記載しておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)
日本 (百万円)	36,624	101.2
米州 (百万円)	68,083	73.2
アジア (百万円)	819	96.0
欧州 (百万円)	22	17.5
合計 (百万円)	105,549	81.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
WAL-MART STORES, INC.	77,979	59.9	53,601	50.8
株式会社ヤマダ電機	17,115	13.2	16,281	15.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されており、その作成にあたっては、決算日における資産・負債の報告数値及び収益、費用の報告数値について影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は過去の実績や状況に応じた合理的な見積り、判断及び仮定により継続的に検証し意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は69,958百万円（前連結会計年度末67,310百万円）となり、2,647百万円増加いたしました。

現金及び預金の増加（32,390百万円から35,417百万円へ3,026百万円増）、原材料及び貯蔵品の増加（9,841百万円から11,059百万円へ1,217百万円増）、受取手形及び売掛金の減少（9,953百万円から7,724百万円へ2,229百万円減）が大きく、現金及び預金の増加の原因の主なものは、売上債権等を回収したことによるものであります。原材料及び貯蔵品の増加の原因の主なものは、液晶パネル等の原材料の仕入が増加したことによるものであります。また、受取手形及び売掛金の減少の原因の主なものは、売上の減少並びに売上債権を回収したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は13,335百万円（前連結会計年度末12,954百万円）となり、380百万円増加いたしました。

その原因の主なものは、繰延税金資産の増加（689百万円から1,201百万円へ511百万円増）によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は28,121百万円（前連結会計年度末26,842百万円）となり、1,279百万円増加いたしました。

支払手形及び買掛金の増加（11,808百万円から15,618百万円へ3,810百万円増）、未払金の減少（10,372百万円から8,287百万円へ2,084百万円減）が大きく、支払手形及び買掛金の増加の原因の主なものは、原材料等の仕入が増加したことによるものであります。また、未払金の減少の原因の主なものは、特許権使用料に係る未払金の減少によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は1,114百万円（前連結会計年度末2,705百万円）となり、1,591百万円減少いたしました。

役員退職慰労引当金の減少（1,025百万円から27百万円へ997百万円減）が大きく、その原因の主なものは、引当金を取崩したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は54,057百万円（前連結会計年度末50,717百万円）となり、3,340百万円増加いたしました。

その原因の主なものは、為替換算調整勘定の増加（△12,305百万円から△11,609百万円へ696百万円増）及び利益剰余金の増加（21,970百万円から24,583百万円へ2,613百万円増）によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は105,549百万円（前期比18.9%減）となりました。これは当社の主力販売市場である北米マーケットにおきまして、特に第1四半期では流通在庫調整局面が続き、大手量販店を中心に過剰在庫の販売が先行されたため当社の新規販売が伸び悩みました。また、既存事業の選択と集中に取り組んだ結果、売上は減少いたしました。しかしながら、新規取引開拓の実績として米国の大手量販店やカナダでは増収となっており、マーケット・シェアの拡大に向けて布石を打つことができました。また、国内市場では独占販売契約を締結している株式会社ヤマダ電機におきましては計画通りの販売実績となりました。

(営業利益)

利益面につきましては、ビジネスモデルや不採算製品の販売を見直したことで、液晶パネルなどの部材価格が下落していること、製造原価や販売費及び一般管理費の削減効果が一定規模出ていることなどから、前期と比較して利益は大幅に改善し、営業利益は682百万円（前期は10,885百万円の営業損失）を計上することになりました。

(経常利益)

前述の内容に加え、為替差益の計上や受取利息の増加などにより、経常利益は1,392百万円（前期は11,909百万円の経常損失）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は北米販社の合併などに伴う法人税等調整額（益）を計上したことなどにより、2,613百万円（前期は24,709百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社グループの資金需要は主に大きく分けて運転資金需要及び設備資金需要があります。

運転資金需要のうち主なものは製品の仕入、製造子会社では製品を製造するための材料仕入、製造費、共通するものとして販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要といたしましては、主に機械装置並びに工具、器具及び備品等の固定資産購入によるものであります。

財務政策

当社グループは現在、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金より充当し、不足が生じた場合は銀行からの借入金で調達を行っております。

d. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、本業における利益率を高めることが全てのステークホルダーの利益に合致するものと考え、売上高営業利益率を最も重要な指標として位置付けております。

前連結会計年度に持続的な成長に向けて収益構造改革を実現する「2018年度 経営方針(2018年4月～2021年3月)」を策定し、「マーケット・シェアの拡大」「FUNAIブランド浸透」「新規ビジネスの展開」の3つの基本戦略のもと、黒字化の実現に向けて取り組んでまいりました。その結果、初年度である当連結会計年度は、売上高105,549百万円、営業利益682百万円となり、黒字化の目標を達成し、順調な進捗となりました。経営方針2年目となる2020年3月期の計画は、売上高108,000百万円、営業利益400百万円とし、黒字体質をより強固なものとするため、基本戦略を更に推し進めるとともに、ビジネス戦略に掲げる「ポジショニング戦略」と「アライアンス戦略」に取り組み、事業ポートフォリオ再構築を積極的に展開することで、安定した収益基盤づくりに注力してまいります。

今後もこの経営成績目標の実現に向けて着実に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

中期経営成績目標

	2019年3月期 (計画)	2019年3月期 (実績)	2020年3月期 (計画)	2021年3月期 (計画)
売上高	105,000百万円	105,549百万円	108,000百万円	130,000百万円
営業利益 (売上高営業利益率)	400百万円 (0.4%)	682百万円 (0.6%)	400百万円 (0.4%)	1,100百万円 (0.8%)

e. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(日本)

前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度におきましても2018年7月14日より株式会社ヤマダ電機にてハイエンド製品である有機ELテレビを含むFUNAIブランド新製品の市場投入を開始したことなどにより、販売は概ね計画通りに推移いたしました。この結果、売上高は36,624百万円（前期比1.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）637百万円（前期は5,634百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(米州)

前連結会計年度から継続して北米マーケット全体が過剰在庫を抱えてスタートした当連結会計年度は、大手量販店が在庫処分を先行させた結果、当社の液晶テレビ新規販売は伸び悩みました。また、インターネット動画配信サービスの影響を受け、想定以上にDVD・BD関連製品の需要が落ち込んだことから減収となりました。この結果、売上高は68,083百万円（前期比26.8%減）となり、セグメント利益（営業利益）は160百万円（前期は965百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(アジア)

不採算製品の販売を見直し液晶テレビの販売を終息したこと、部品関連が増収したことなどから、売上高は819百万円（前期比4.0%減）となり、セグメント利益（営業利益）は709百万円（前期は3,948百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(欧州)

インクジェットプリンターのハードウェア販売を見直した影響で、同製品のインクカートリッジが減収となりました。この結果、売上高は22百万円（前期比82.5%減）、セグメント利益（営業利益）は64百万円（前期は83百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(3) 継続企業の前提に関する重要な事象を解消するための対応策

当社グループは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (3)その他のリスク ⑥継続企業の前提に関する重要な事象について」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

現状の当社グループの現金及び預金の残高にて、当面の間の運転資金が十分に賄える状況であることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

また、当社グループは当連結会計年度を初年度とする中期経営方針を策定し、その基本方針に基づいて当連結会計年度におきましては営業キャッシュ・フローを3,507百万円計上したことに加えて、今後も以下の事業別方針に沿って対応策を段階的に実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えております。

① ディスプレイ事業（薄型テレビ等）

- ・更なる新規量販店でのマーケット・シェア拡充と品質・コストなどトータルでの競争力強化
- ・北米クリスマス商戦への取り組み強化と内外サービス業務プロセス改善による返品・廃棄の削減
- ・日本市場では高度BS対応TV販売、メキシコ市場にてビジネスモデル再構築によるシェア回復

② デジタルメディア事業（DVD・BD関連機器）

- ・北米市場において他社が撤退したBDプレイヤーでニッチ戦略を展開しマーケット・シェア奪取
- ・日本市場におけるOEM先との連携強化とFUNAIブランド製品のラインナップ強化

③ プリンティングソリューション事業（プリンター関連機器）

- ・ネイルアートプリンターのOEM並びに自社ブランドの販売拡充による収益率の向上
- ・ラベルプリンターと大容量インクジェットプリンターの販売拡大
- ・マイクロフルイデックス（微量流体制御技術）を活かした派生製品の市場投入による売上拡大

④ 新規事業

- ・車載用バックライト（既存のエッジタイプと新規のダイレクトタイプ）の販路拡充
- ・歯科用CTに加えて医療、ヘルスケア関連モジュール製品の販売拡大と収益基盤確保
- ・EV事業を通じたアライアンス戦略強化と業務用ディスプレイに関する新製品の量産・販売開始

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機㈱	エムペグ・エルエー L. L. C.	米国	デジタルテレビ他	特許実施権の許諾	自 2008年3月11日 契約特許存続期間中

(2) 商標権許諾契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機㈱	コーニンクレッカ・フィ リップス・エレクトロニ クス N. V.	オランダ	テレビ・DV D製品	商標権の許諾	自 2008年8月4日 至 2020年12月31日
〃	三洋電機㈱	日本	テレビ・DV D製品	商標権の許諾	自 2014年10月14日 至 2020年3月31日

5 【研究開発活動】

当社グループは、「社会に役立つ夢ある企業への挑戦」を経営理念とし、これまでに培われたメカトロニクスとその高精度制御技術、レーザー制御技術、光学技術をコア技術として進化させ、また、先進企業との協業や大学、研究機関とのアライアンスも積極的に進めて、研究開発を推進し愛される製品づくりを目指しております。

当社グループの研究開発活動は、当社（セグメントの名称：日本）の開発技術部及び各事業部に所属する技術部門並びに、海外の開発拠点（セグメントの名称：米州及びアジア）が推進しており、当連結会計年度における研究開発費の総額は5,582百万円でありました。

当社グループの事業は、電気機械器具の製造販売であり、事業区分はしておりませんが、当連結会計年度における主要な研究開発活動の概要は、次のとおりであります。

(1) 映像機器関連分野

映像機器製品につきましては、第2世代デジタルテレビ時代を迎え、4Kディスプレイを主軸に新4K衛星放送への対応やHDR、Wide Color、4K超解像技術、及び膨大なコンテンツ数への視聴対応や利便性向上技術（例えば、音声検索機能、マルチビジョングラフィック技術）に対応したSmart AI TVの開発などの技術の進化を図っております。特にバックライトにおきましては、輝度やコントラスト、色再現、画質というテレビにとって重要な性能面と製品のコスト面のいずれにおいても影響が大きく、また、当社の保有する光学・機構技術をいかに発揮できる分野であります。そのため昨今主流のHDR技術搭載のテレビを当社独自のアプローチで実現すると同時に、供給する地域や製品コンセプトに基づき性能と価格のバランスを考慮しつつ、光学系設計・解析、機構設計・強度解析、熱解析、信頼性確認など長年培ってきた当社テレビ製品に対する技術力を結集し、高画質テレビを普及価格帯に浸透させてまいります。

(2) 車載関連分野

車載関連分野では、センターインフォメーションディスプレイ（CID：Center Information Display）やクラスター（Cluster：Instrument Cluster）向けバックライトユニットの開発を、車載ディスプレイの市場要求である多様化（高輝度、高画質、省電力、フリーフォームなど）を実現する光学技術を応用し進めております。

当社と資本業務提携関係にある小型電気自動車を手掛けるFOMM社と共同開発契約を結び、CIDなど車載インフォテイメント系や駆動用インバーターなどパワー系の開発に取り組んでおります。また、光走査素子（スキャナミラー）を使用した車載機器の開発も進めております。2019年1月米国ネバダ州ラスベガスにて開催されました「CES 2019」にて、コンセプトスポーツカー等に搭載し、これらの関連技術をご紹介いたしました。

(3) ライフサイエンス分野

メディカル向けの活動は、当社独自の数多くの知的財産を保有するサーマルインクジェット技術を「マイクロフレイディスク」（微量流体制御技術）に適用し、ラボ用医療機器等への応用開発を進めております。医療用分析装置におきましては、早期事業化を目指し、構成する主要モジュールや周辺機器の開発を行っております。

ヘルスケア向けの活動は、当社のメカトロ技術をもとに、医療・介護従事者の負担軽減をはかる作業支援機器や高齢者等の自立支援、QOL（Quality of Life）向上に役立つ行動支援機器の開発に取り組んでおります。

(4) 基礎研究開発体制

先進基礎技術を有する大学や研究機関との協業も積極的に進めております。大阪大学とは、同学医学系研究科及び医学部附属病院が主催する「産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ」へ参画することで包括的な連携を構築し共同でヘルスケア関連製品の開発を進める等、医療・健康分野の革新に取り組んでおります。

産業技術総合研究所からは、同所が開発した光走査素子の技術移管を受けて、スキャナミラー応用機器を開発しております。

(5) 知的財産戦略

研究開発、製品開発の成果の特許として獲得するとともに、他社の特許を侵害しない製品開発を進めることにより、特許収支の改善を図っております。一方で、研究機関や他社との協業、他社特許の獲得、自社特許の譲渡・活用を効率的に進めることにより、即効性のある総合的な特許戦略を進めております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資は、日本は157百万円、米州は145百万円、アジアは1,121百万円となり、当社グループ合計は1,424百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (大阪府大東市)	日本	統括業務 施設	1,387	0	244 (11,276)	182	36	1,852	608 [21]
東京支店 (東京都千代田区)	日本	統括業務 施設	192	—	1,287 (222)	—	0	1,479	3 [—]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [] 外数で表示しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
中国船井電機㈱	広島県福山市	日本	生産設備	2 [54]	0 [0]	4 (8,449)	—	0 [11]	7 [65]	9

(注) 1. 帳簿価額の [] は、提出会社の所有を外書しており、提出会社から賃借しているものであります。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ナコンラー チャーマー	アジア	生産設備	502	49	46 (81,356)	—	277	876	967
Funai Electric Cebu, Inc.	フィリピン セブ	アジア	生産設備	1,152	0	—	—	—	1,152	307
Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン パタンガス	アジア	生産設備	826	4	—	—	10	841	138

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ナコンラー チャーマー	アジア	生産設備	694	—	自己資金	2019年4月	2020年4月
Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン バタンガス	アジア	生産設備	352	—	自己資金	2019年4月	2020年4月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2019年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36,130,796	36,130,796	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36,130,796	36,130,796	—	—

(注) 「提出日現在」の発行数には、2019年6月1日以降提出日までのストックオプションの権利行使により発行されるものは、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2014年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社執行役員 2 当社子会社執行役員 2 当社子会社従業員 1
新株予約権の数（個）※	124
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)※	普通株式 12,400 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,296 (注) 2.
新株予約権の行使期間 ※	(注) 3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,296 資本組入額 648
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項 ※	(注) 8.

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2016年9月1日から2023年8月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会

社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注）3に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）5に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記（注）7に準じて決定するものとします。

9. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

決議年月日	2016年6月28日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役	4
	当社執行役員	1
	当社従業員	50
	当社子会社従業員	2
新株予約権の数（個）※	1,132	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 113,200	（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,019	（注）2.
新株予約権の行使期間 ※	（注）3.	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,019	
	資本組入額 510	
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）8.	

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2018年9月1日から2023年8月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注）3に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）5に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記（注）7に準じて決定するものとします。

9. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

決議年月日	2017年6月28日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役	2
	当社執行役員	2
	当社従業員	122
新株予約権の数（個）※	1,465 [1,455]	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 146,500 [145,500]	（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	947	（注）2.
新株予約権の行使期間 ※	（注）3.	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	947
	資本組入額	474
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）8.	

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2019年9月1日から2024年8月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- ③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記（注）3に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定するものとします。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）5に準じて決定するものとします。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- ⑨新株予約権の取得事由
上記（注）7に準じて決定するものとします。
9. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
10. その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

決議年月日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社並びに当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員、従業員 人数は新株予約権発行の取締役会決議による。
新株予約権の数（個）	1,800を上限とする。（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 180,000を上限とする。（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2.
新株予約権の行使期間	（注）3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）2. 5.
新株予約権の行使の条件	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8.

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割り当てに係る取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会で定めるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注）3に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)5に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記(注)7に準じて決定するものとします。

9. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2018年5月21日 (注)1	—	36,130,796	—	31,307	△12,810	20,023

(注)1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 2019年6月26日開催の定時株主総会において、資本準備金を3,000百万円減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

(5)【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	24	25	78	113	4	8,372	8,616	—
所有株式数(単元)	—	26,266	4,395	37,465	74,111	4	218,970	361,211	9,696
所有株式数の割合(%)	—	7.27	1.22	10.37	20.52	0.00	60.62	100.00	—

(注) 当社所有の自己株式は、「個人その他」に20,118単元及び「単元未満株式の状況」に30株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
船井 哲雄	北海道旭川市	13,438	39.39
公益財団法人船井情報科学振 興財団	東京都千代田区外神田4丁目11番5号	1,740	5.10
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カン パニー クライアント オム ニバス アカウント (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務 部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	998	2.93
ビーエヌワイ ジーシーエム クライアント アカウント ジェービーアールディー エ ーシー アイエスジー (エフ イーエーシー) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC 4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	985	2.89
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カン パニー 505223 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	934	2.74
ゴールドマン サックス イン ターナショナル (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC 4A 2BB U. K. (東京都港区六本木6丁目10番1号)	854	2.50
ノーザン トラスト カンパ ニー (エイブイエフシー) サブ アカウント ユーエスエル ノン トリーティー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務 部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	837	2.46
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	477	1.40
有限会社エフツー	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.38
有限会社T&N	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.38
株式会社船井興産	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1丁目16番 22号	470	1.38
計	—	21,677	63.53

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

2. ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社（現ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社）及びその共同保有者2者から1999年10月15日付で大量保有報告書の提出があり、1999年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※1.
ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド	香港、セントラル、コートノート・プレイス 1	株式 332,000株
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 ※2.	東京都港区赤坂5丁目2番20号	株式 253,200株
チェース・フレミング・アセット・マネジメント(ユークー)リミテッド	英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリリー 10	株式 33,600株

※1. 「所有内容」の株式数は1999年10月15日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であり、その後、当社は2000年9月11日付で株式1株を3株に株式分割しております。

2. 2001年10月15日付で変更報告書の提出があり、同社は2001年9月30日付でジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社から商号変更したものであります。

3. UBS証券会社及びその共同保有者7者から大量保有報告書（2004年12月15日付）の変更報告書（2007年7月20日付）の提出があり、2007年7月13日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 231,747株
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 116,200株
UBS Global Asset Management (UK) Limited	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom	株式 245,750株
UBS Global Asset Management Life Ltd	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom	株式 158,750株
UBS Global Asset Management (Americas) Inc	1 North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606, USA	株式 510,569株
UBS Global Asset Management (Canada) Co.	77 King street West, Toronto, Ontario M5K 1G8, Canada	株式 91,480株
UBS Global Asset Management Trust Company	1 North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606 USA	株式 84,100株

※「所有内容」の株式数は2007年7月20日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

4. シュローダー投信投資顧問株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（2006年4月14日付）の変更報告書（2006年10月13日付）の提出があり、2006年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
シュローダー投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	株式1,058,600株
シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	株式 113,300株
シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	株式 264,200株

※「所有内容」の株式数は2006年10月13日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

5. モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（2006年10月12日付）の変更報告書（2007年1月22日付）の提出があり、2007年1月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	株式 817,150株
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	株式 333,342株

※「所有内容」の株式数は2007年1月22日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

6. スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから2008年7月28日付で大量保有報告書の提出があり、2007年6月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	181 University Avenue Suite 1300 Toronto, Ontario Canada M5H 3M7	株式1,843,400株

※「所有内容」の株式数は2008年7月28日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

7. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（2009年5月11日付）の変更報告書（2009年10月6日付）の提出があり、2009年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	株式1,155,600株
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 9、27階	株式 56,900株
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク・スタントン・クリステ イアナ・ロード500	株式 124,300株

※「所有内容」の株式数は2009年10月6日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

8. 野村証券株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（2011年1月19日付）の変更報告書（2012年3月5日付）の提出があり、2012年2月29日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 14,333株
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, UK	株式 115,083株
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式1,234,300株

※「所有内容」の株式数は2012年3月5日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

9. 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが2018年12月14日現在で当社株式を次のとおり保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、コンGRESS・ストリート280	株式2,252,174株

※「所有内容」の株式数は2018年12月21日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

10. 2018年7月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが2018年7月13日現在で当社株式を次のとおり保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州、サンディエゴ、エル・カミノ・レアル11988	株式3,056,100株

※「所有内容」の株式数は2018年7月18日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,011,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 34,109,300	341,093	—
単元未満株式	普通株式 9,696	—	一単元 (100株) 未 満の株式
発行済株式総数	36,130,796	—	—
総株主の議決権	—	341,093	—

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,800	—	2,011,800	5.57
計	—	2,011,800	—	2,011,800	5.57

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	1	644
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日以降提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,011,830	—	2,011,830	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日以降提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。中間配当を行う場合は、あらかじめ公告いたします。

なお、現在当社は事業再構築から持続的な成長への過程にあると認識しており、今後、更なる企業価値向上を図るためにも、内部留保の充実が必要と判断しております。このため、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂きました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、消費者、取引先、地域社会、社員等の社内外のステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営の健全性・効率性を確保し迅速な意思決定を図ることで経営環境への変化に対応し、継続的な企業価値の向上を図っていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

この考え方にに基づき、当社は機動的な意思決定と迅速な業務執行体制の確立を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社では船井グループの全役員及び社員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」を制定し、これを推進する組織として「CSR（企業の社会的責任）委員会」を設置し、CSR活動の強化を図っております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を目指すものであります。

一方、迅速な業務執行体制の確立を図るため執行役員制度を導入しております。また、監査等委員会以外に、取締役会の任意の諮問機関として「指名委員会」、「報酬委員会」及び「投融資審議会」を設け重要な意思決定プロセスの客観性及び透明性を確保しております。

a. 取締役会

監査等委員を除く取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計9名で構成されております。事業内容に精通した社内取締役による迅速な意思決定が図られる一方、当社とは特別の利害関係が無い社外取締役が取締役会の意思決定に参加することで、経営の健全性・透明性が担保されております。当社の取締役会は、社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占めており、より客観的で、公平かつ公正な意思決定をなし得る体制となっております。

また、取締役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。

(諮問機関)

・指名委員会

監査等委員を除く取締役の中から取締役会が選定したメンバーで構成されており、取締役会の諮問機関として取締役会に対し取締役候補者等の推薦を行うことで、取締役候補者等の選定プロセスの透明性と客観性を確保しております。

なお、指名委員会は独立社外取締役1名を含む以下の5名により構成されております。

委員長	船越 秀明	代表取締役 執行役員社長
委員	伊藤 武司	取締役 執行役員
委員	足立 元美	取締役 執行役員
委員	上島 誠	取締役 執行役員
委員	米本 光男	社外取締役（独立社外取締役）

・報酬委員会

取締役の中から取締役会が選定したメンバーで構成されており、取締役会からの委任を受けて、監査等委員を除く取締役及び執行役員の報酬等を決定することで、報酬決定プロセスの透明性と客観性を確保しております。また、監査等委員の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

なお、報酬委員会は独立社外取締役3名を含む以下の6名により構成されております。

委員長	船越 秀明	代表取締役 執行役員社長
委員	伊藤 武司	取締役 執行役員
委員	上島 誠	取締役 執行役員
委員	米本 光男	社外取締役（独立社外取締役）
委員	山田 拓幸	社外取締役監査等委員（独立社外取締役）
委員	田中 崇公	社外取締役監査等委員（独立社外取締役）

・投融資審議会

取締役及び執行役員の中から社長が選定したメンバーで構成されており、当社における重要な投融資案件について、個別にその内容を全社的観点に立って審議することで、投融資案件の可否判断プロセスの透明性と客観性を確保しております。

なお、投融資審議会は以下の5名により構成されております。

委員（議長）	船越 秀明	代表取締役 執行役員社長
委員	伊藤 武司	取締役 執行役員
委員	足立 元美	取締役 執行役員
委員	上島 誠	取締役 執行役員
委員	大浦 久治	執行役員

b. 監査等委員会

取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。社外取締役と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、監査等委員会は、原則として月1回開催しております。

c. 会計監査人

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。なお、会計監査の状況につきましては「(3) 監査の状況、③会計監査の状況」に記載しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムについては、「業務の適正を確保するための体制」として、取締役会において次のとおり決議し、整備しております。

a. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「船井グループ企業行動憲章」、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」において、法令遵守のために、取締役、執行役員及び社員がとるべき行動を明確にし、取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、「内部公益通報者保護規程」を整備し、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理しております。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関しては、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理担当役員を定め、当社が晒されているリスクを適切に把握・評価し、所轄業務に付随するリスク管理を行っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保しております。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役の選任及び監査等委員会の設置をしております。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」を整備し、子会社の重要性の基準及び報告事項を定めて、これに基づき、毎月、経営成績、財務報告の提出を求めています。

・子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

子会社の経営・運営を統制管理するため、「関係会社管理規程」を整備し、資金、技術、人事、取引等の関係を通じて子会社の財務、運営に影響を及ぼす事項については、協議事項を定めて、当社と協議する体制となっております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の効率的な事業運営を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、会社規程を整備し、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重した経営ができる体制となっております。

・子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、船井グループの全役員及び社員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」、「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守のために、子会社の取締役等及び社員がとるべき行動を明確にし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

- f. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項
当社は、監査等委員会が適正にその職務を果せるよう、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助すべき社員を配属いたします。
- g. 監査等委員会の職務を補助すべき社員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき社員の監査等委員会事務局への配属に際して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の直接の指揮命令を受けない社員を選出し、他の取締役からの独立性を確保しております。また、当該社員の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重するものといたします。
- h. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は、監査等委員会を補助すべき社員に対して、指示の実効性を確保するため、直接、指揮命令し、報告を受けるものといたします。
- i. 監査等委員会への報告に関する体制
・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が監査等委員会に報告をするための体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する体制としております。
・子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が当社の監査等委員会に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員である取締役から事業の報告を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告するものといたします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを当社の監査等委員会に報告するものといたします。
- j. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「コンプライアンス規程」及び「内部公益通報者保護規程」を定め、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。監査等委員会への報告をした者に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保いたします。
- k. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その支払い等を行います。
- l. その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役並びに子会社の取締役等と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行います。
- m. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めております。当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、また、不備が発見された場合は是正処置を講じます。
- n. 反社会的勢力の排除のための体制
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)
当社は、グループ全役員及び社員を対象に「船井グループ企業行動憲章」を制定し、その中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる態度で対応し、一切の関係を持たず、要求については拒絶することをコンプライアンスの基本方針としております。取引先が反社会的勢力と関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消いたします。
(反社会的勢力排除に向けた整備状況)
人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報を一元的に管理しております。また、全役員及び社員が基本方針を遵守するように、関連規程等において明文化するとともに、教育体制を構築しております。更に、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等の整備を進めるものとしております。反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

④ その他当社定款規定

a. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は20名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

b. 取締役選任の決議要件

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任し、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

又、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

c. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

e. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役執行役員社長	船越 秀明	1965年9月30日生	1984年4月 三菱電機エンジニアリング株式会社入社 1993年1月 当社入社 2006年4月 当社DVDプロジェクト部長 2008年2月 当社DVD事業部事業部長理事 2010年6月 当社取締役 当社執行役員 2011年7月 当社AV事業本部副本部長 2012年5月 当社AVシステム事業本部副本部長兼デジタルメディア事業部事業部長 2013年4月 当社AVシステム事業本部部長 2016年6月 当社取締役 2017年5月 当社代表取締役執行役員社長(現任)	(注) 2	0
取締役執行役員	伊藤 武司	1960年9月10日生	1982年4月 当社入社 2003年4月 当社部長 FUNAI CORPORATION, INC. 社長 2005年4月 当社理事 2008年8月 P&F USA, Inc. 社長 2009年10月 当社執行役員(現任) 2012年4月 Funai India Private Limited社長 2014年10月 当社資材本部部長 2016年6月 当社取締役(現任)	(注) 2	1
取締役執行役員	足立 元美	1955年1月26日生	1977年4月 日本ビクター株式会社(現株式会社JVCケンウッド)入社 1998年9月 同社海外営業本部マーケティング推進部長 2003年2月 JVC Canada Inc. Executive Vice President 2008年6月 日本ビクター株式会社取締役 2008年9月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社(現株式会社JVCケンウッド)取締役執行役員 2009年9月 同社取締役執行役員常務 2013年5月 当社入社 営業統括理事 2014年4月 当社HA事業部事業部長 2014年10月 当社執行役員(現任) 2015年1月 当社ディスプレイ事業部事業部長 2016年4月 FUNAI CORPORATION, INC. 社長 P&F USA, Inc. 社長 2018年4月 当社事業本部部長 2018年6月 当社取締役(現任)	(注) 2	—
取締役執行役員	上島 誠	1963年2月27日生	1986年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2003年10月 株式会社りそな銀行千里支店支店長 2006年4月 同行大阪営業部大阪営業第七部長 2007年6月 同行東京営業部東京営業第六部長 2009年7月 同行虎ノ門支店営業第二部長 2010年7月 同行尼崎北支店支店長兼尼崎エリア統括部長 2013年4月 同行大阪西区支店支店長 2015年8月 同行年金営業部年金営業統括部長 2017年4月 当社出向 理事 2017年7月 当社管理本部部長(現任) 2018年4月 当社入社 2018年5月 当社執行役員(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	(注) 2	—
取締役	米本 光男	1939年3月18日生	1995年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長(現任) 1998年9月 当社社外取締役(現任) 2009年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 2012年6月 オリエンタルチェン工業株式会社社外監査役 2018年6月 同社社外取締役(現任)	(注) 2	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	白上 篤	1960年12月19日生	1983年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1998年6月 同行ロンドン支店次長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）欧州日系営業部次長 2003年6月 みずほ証券株式会社財務商品開発部長 2005年3月 日機装株式会社医療機器カンパニー営業推進部担当部長 2007年8月 株式会社加ト吉（現テーブルマーク株式会社）常務執行役員経営企画部長 2010年1月 MTラボ株式会社取締役副社長 2011年1月 株式会社ストラテジック・ドミナンス代表取締役社長（現任） 2012年5月 一般社団法人日本事業戦略総合研究所代表理事（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 2	—
取締役 (監査等委員) (常勤)	木寺 文明	1951年1月31日生	1969年9月 山水電気株式会社入社 1982年11月 同社品質保証部大阪サービスセンター所長 1988年6月 フナイ販売株式会社サービス部部长 1997年7月 船井サービス株式会社代表取締役社長 2003年7月 当社商品信頼性本部本部長理事 2006年7月 当社商品信頼性本部本部長執行役員 2012年6月 当社退社 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	山田 拓幸	1950年11月26日生	1973年4月 監査法人中央会計事務所入所 1982年3月 公認会計士登録 1992年8月 中央新光監査法人社員 1999年5月 中央監査法人代表社員 2006年10月 税理士登録 山田公認会計士事務所・山田税理士事務所開設代表（現任） 2007年4月 株式会社タカショー社外取締役（現任） 2007年6月 株式会社電響社社外監査役 2008年4月 株式会社イムラ封筒社外監査役（現任） 2008年6月 株式会社ケー・エフ・シー社外監査役 2012年10月 学校法人関西大学理事（現任） 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	田中 崇公	1973年1月17日生	2000年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 中之島中央法律事務所入所 2007年1月 同法律事務所パートナー弁護士（現任） 2010年6月 神鋼鋼線工業株式会社社外監査役 2014年4月 大阪工業大学知的財産専門職大学院客員教授（現任） 2015年6月 神鋼鋼線工業株式会社社外取締役（現任） 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
計					1

(注) 1. 米本光男、白上篤、山田拓幸及び田中崇公は、社外取締役であります。

2. 2019年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。

3. 2019年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。

② 社外役員の状況

a. 社外取締役との利害関係

社外取締役は4名であり、当該社外取締役と当社との人的・資金的関係または取引関係において、下記以外に特別な利害関係はありません。

社外取締役 米本光男は当社普通株式100株を保有しております。

監査等委員である社外取締役 田中崇公は中之島中央法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しており、2018年度における顧問契約等による取引実績は約2百万円であります。

なお、社外取締役の選任につきましては、東京証券取引所が示す独立性基準等を考慮した当社独自の基準に基づいて判断しております。

b. 当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況

・米本光男は、経営コンサルタントとして幅広い経験に基づいた有益な助言が期待できるとともに、独立役員として取締役会に参画することにより経営の透明性を高めていただくために、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員として、取引所に届出しております。

・白上篤は、経営コンサルタントとして幅広い経験に基づいた有益な助言が期待できるとともに、多方面における事業経験及び多様なネットワークを当社の経営に反映していただくために、社外取締役に選任しております。

・山田拓幸は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験及び企業会計及び税務に関する専門的知見を有しており、その能力を当社の監査等に反映いただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員として、取引所に届出しております。

・田中崇公は、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する専門的知見を有しており、その能力を当社のコンプライアンス強化及び監査等に反映いただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員として、取引所に届出しております。

c. 社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）及び監査等委員会による監督または監査と内部監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）は取締役会に、監査等委員は取締役会及び監査等委員会に出席し、内部監査・監査等委員会監査及び会計監査との相互連携を行います。

その他にも、監査等委員は、監査等委員会等において会計監査人及び内部監査部門より定期的にその活動状況等について報告を受け、また、意見交換を行うなど相互連携を図ります。

d. 他の会社の業務執行者及び社外役員の兼任状況

・社外取締役米本光男は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長及びオリエンタルチェン工業株式会社の社外取締役であります。なお、当社は株式会社ティー・ピー・エス研究所及びオリエンタルチェン工業株式会社との間には特別の関係はありません。

・社外取締役白上篤は、株式会社ストラテジック・ドミナンスの代表取締役社長及び一般社団法人日本事業戦略総合研究所の代表理事であります。なお、当社は株式会社ストラテジック・ドミナンス及び一般社団法人日本事業戦略総合研究所との間には特別の関係はありません。

・監査等委員である社外取締役山田拓幸は、山田公認会計士事務所の代表、山田税理士事務所の代表、株式会社タカショーの社外取締役、株式会社イムラ封筒の社外監査役及び学校法人関西大学の理事であります。なお、当社は山田公認会計士事務所、山田税理士事務所、株式会社タカショー、株式会社イムラ封筒及び学校法人関西大学との間には特別の関係はありません。

・監査等委員である社外取締役田中崇公は、中之島中央法律事務所のパートナー弁護士、神鋼鋼線工業株式会社の社外取締役及び大阪工業大学知的財産専門職大学院の客員教授であります。なお、当社は神鋼鋼線工業株式会社及び大阪工業大学との間には特別の関係はありません。また、当社は中之島中央法律事務所との間には上記以外に特別の関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会の意思決定、取締役の職務の執行の監査等委員会監査を行います。監査等委員会は、3名の取締役で構成され、うち2名を社外取締役、1名を常勤としております。監査等委員会は「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づき、当社が対処すべき課題や監査上の重要な課題等について、代表取締役及び会計監査人との間で定期的に会合を持ち、意見交換を行い、必要な説明や報告を行います。また、各監査等委員は、常勤監査等委員を中心に取締役、内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集・監査環境の整備に努めております。なお、監査等委員である山田拓幸は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査については、内部監査部門である監査室（3名）が「内部監査規程」に基づき当社及び子会社にわたる内部監査を統括し、業務監査及び内部統制監査を実施するとともに改善提案を行い、社長及び監査等委員会に監査結果の報告を行います。

b. 監査等委員会と内部監査部門との連携状況

監査等委員会は、内部監査部門である監査室が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

c. 監査等委員会と会計監査人との連携状況

監査等委員会と会計監査人である有限責任監査法人トーマツの間では、四半期に1回程度の定例会合に加え必要に応じて随時会合を行い、監査計画、監査実施状況及び監査結果の報告並びに意見交換や情報交換を行います。

d. 監査等委員会監査、内部監査部門及び会計監査人と内部統制部門との連携の状況

監査等委員会、内部監査部門である監査室及び会計監査人と、管理部門等の内部統制部門とは、必要に応じて打ち合わせを実施し、当社及び子会社の内部統制システムの整備及び運用状況に関する報告、意見交換を実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 中田明

指定有限責任社員 業務執行社員 岡田明広

指定有限責任社員 業務執行社員 桂雄一郎

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名及びその他20名

d. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社がグローバルに展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断し選定しております。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき総合的に評価し、その結果、同法人による会計監査は適正に行われていると判断し、再任を決議いたしました。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意（56）d（f）i からiiiの規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	91	—	84	—
連結子会社	—	—	—	—
計	91	—	84	—

b. その他重要な報酬の内容

（前連結会計年度）

当社の連結子会社であるFUNAI CORPORATION, INC.、P&F USA, Inc.、P&F MEXICANA, S. A. DE C. V.、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.、FUNAI (THAILAND) CO., LTD.、Funai Electric Philippines Inc. 及びFEP REAL ESTATE, INCは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte & Touche LLP等に対して、監査証明業務に基づく報酬として総額で121百万円、非監査業務に基づく報酬として総額で32百万円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるFUNAI CORPORATION, INC.、P&F MEXICANA, S. A. DE C. V.、FUNAI (THAILAND) CO., LTD.、Funai Electric Philippines Inc.、FEP REAL ESTATE, INC.、Funai Trading Corp. 及びFunai Lexington Technology Corporationは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte & Touche LLP等に対して、監査証明業務に基づく報酬として総額で84百万円、非監査業務に基づく報酬として総額で34百万円を支払っております。

c. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

（4）【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、常勤、非常勤の別、職務である監督機能及び個別の業務執行並びに当社経営環境、業績及び他社水準等を考慮して算定いたします。

- ・監査等委員である取締役の報酬は、常勤、非常勤の別、当社経営環境、業績及び他社水準等を考慮して算定いたします。

また、その決定方法は以下のとおりであります。

- ・取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額及び監査等委員である取締役の報酬総額のそれぞれの範囲内において決定いたします。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、社内取締役と社外取締役に区分して決定し、その報酬額は、取締役会又は取締役会が報酬委員会に一任して決定いたします。

- ・監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月25日であり、決議内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額550百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額40百万円以内と決議されております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は報酬委員会であります。報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、次に掲げる事項を決定いたします。

- ・月額報酬額の決定
- ・賞与の決定
- ・退職慰労金の決定
- ・弔慰金の決定
- ・その他取締役の報酬に関する事項

報酬委員会は、取締役会の決議によって3名以上の社内取締役と社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）で組織され、同委員会において選任された委員長が招集し、年1回以上、定例的に開催し、その決議は報酬委員会を組織する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行います。

なお、当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動は2回であり、2018年6月27日に当事業年度の報酬額の決定、2019年4月15日に決算賞与不支給、社外取締役の基準月額報酬額変更について決議がなされております。

当社の役員報酬は、固定報酬（当社経営環境、業績及び他社水準等により加算又は減算）及び業績連動報酬（賞与）により構成されており、その支給割合は、固定報酬が報酬全体のおおよそ80%、業績連動報酬が報酬全体の20%程度となるように設定しております。

業績連動報酬に係る業績評価指標につきましては、連結売上高営業利益率を使用しております。当該指標を選択した理由といたしましては、本業の事業活動により得た利益を示すものとして代表的な業績指標であり、業務執行の成果を測る指標として最も合理的であると考えられるためであります。

業績連動報酬の額の決定に際しては、連結売上高営業利益率を最も主要な指標として勘案しつつ、事業別業績の前期との増減率と個人の貢献度等を総合的に加味して、報酬委員会において審議を経て決議しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結売上高営業利益率2%を目標としておりましたが、実績は0.6%であります。当事業年度における業績連動報酬につきましては、株主に対する剰余金の配当を無配としている状況を鑑み、支給しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	65	60	—	4	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	9	8	—	0	1
社外役員	14	13	—	1	3

（注）上記には、2018年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、金融商品取引法に規定する金融商品取引所に上場されている株券を保有していないため、記載を省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	11	242
非上場株式以外の株式	1	36

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
群創光電股份有限公司	1,024,390	1,024,390	(保有目的) 取引関係の深耕 (定量的な保有効果) (注)	無
	36	49		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、保有する特定投資株式について、その保有の必要性や保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているかの検証を毎年実施しており、2019年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する特定投資株式は保有が適当であることを確認しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,390	35,417
受取手形及び売掛金	9,953	7,724
商品及び製品	13,251	13,517
仕掛品	516	681
原材料及び貯蔵品	9,841	11,059
その他	2,379	2,276
貸倒引当金	△1,021	△718
流動資産合計	67,310	69,958
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,012	13,389
減価償却累計額	△8,606	△8,996
建物及び構築物 (純額)	4,406	4,393
機械装置及び運搬具	7,132	7,439
減価償却累計額	△7,130	△7,367
機械装置及び運搬具 (純額)	1	72
工具、器具及び備品	14,860	13,672
減価償却累計額	△14,835	△13,165
工具、器具及び備品 (純額)	25	506
土地	3,479	2,955
リース資産	595	616
減価償却累計額	△331	△442
リース資産 (純額)	263	173
その他 (純額)	17	57
有形固定資産合計	8,193	8,159
無形固定資産		
その他	93	68
無形固定資産合計	93	68
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 1,285	※1 1,273
繰延税金資産	689	1,201
退職給付に係る資産	1,840	1,881
その他	1,090	819
貸倒引当金	△239	△68
投資その他の資産合計	4,667	5,107
固定資産合計	12,954	13,335
資産合計	80,265	83,293

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,808	15,618
未払金	10,372	8,287
リース債務	236	217
未払法人税等	664	126
製品保証引当金	981	1,056
その他	2,780	2,815
流動負債合計	26,842	28,121
固定負債		
リース債務	282	102
繰延税金負債	650	617
役員退職慰労引当金	1,025	27
退職給付に係る負債	3	33
その他	744	333
固定負債合計	2,705	1,114
負債合計	29,548	29,236
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金	33,603	33,603
利益剰余金	21,970	24,583
自己株式	△24,341	△24,341
株主資本合計	62,539	65,153
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13	1
為替換算調整勘定	△12,305	△11,609
退職給付に係る調整累計額	451	480
その他の包括利益累計額合計	△11,840	△11,127
新株予約権	17	31
純資産合計	50,717	54,057
負債純資産合計	80,265	83,293

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	130,130	105,549
売上原価	※2 121,529	※2 91,849
売上総利益	8,600	13,700
販売費及び一般管理費	※1,※2 19,485	※1,※2 13,018
営業利益又は営業損失(△)	△10,885	682
営業外収益		
受取利息	245	394
受取配当金	2	7
為替差益	—	539
その他	258	201
営業外収益合計	506	1,142
営業外費用		
支払利息	67	10
為替差損	1,107	—
支払補償費	225	320
損害賠償金	—	51
その他	130	51
営業外費用合計	1,530	433
経常利益又は経常損失(△)	△11,909	1,392
特別利益		
固定資産売却益	※3 2	※3 48
関係会社株式売却益	29	—
関係会社清算益	—	163
その他	146	4
特別利益合計	178	215
特別損失		
固定資産処分損	※4 17	※4 48
減損損失	※5 12,586	※5 177
特別損失合計	12,604	226
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△24,335	1,381
法人税、住民税及び事業税	257	△310
法人税等調整額	116	△921
法人税等合計	373	△1,231
当期純利益又は当期純損失(△)	△24,709	2,613
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△24,709	2,613

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△24,709	2,613
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	△12
為替換算調整勘定	△1,099	859
退職給付に係る調整額	340	29
その他の包括利益合計	※1 △757	※1 876
包括利益	△25,467	3,490
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△25,467	3,490

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,307	33,603	47,020	△24,341	87,590
当期変動額					
剰余金の配当			△341		△341
親会社株主に帰属する当期純利益			△24,709		△24,709
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△25,050	△0	△25,050
当期末残高	31,307	33,603	21,970	△24,341	62,539

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11	△11,206	111	△11,082	149	76,656
当期変動額						
剰余金の配当						△341
親会社株主に帰属する当期純利益						△24,709
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	△1,099	340	△757	△131	△889
当期変動額合計	1	△1,099	340	△757	△131	△25,939
当期末残高	13	△12,305	451	△11,840	17	50,717

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,307	33,603	21,970	△24,341	62,539
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,613		2,613
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,613	△0	2,613
当期末残高	31,307	33,603	24,583	△24,341	65,153

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13	△12,305	451	△11,840	17	50,717
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						2,613
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12	696	29	713	13	726
当期変動額合計	△12	696	29	713	13	3,340
当期末残高	1	△11,609	480	△11,127	31	54,057

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△24,335	1,381
減価償却費	2,258	974
減損損失	12,586	177
貸倒引当金の増減額(△は減少)	212	△641
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△21	△997
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	18	△0
受取利息及び受取配当金	△248	△402
支払利息	67	10
有形固定資産除却損	5	0
有形固定資産売却損益(△は益)	3	0
関係会社株式売却損益(△は益)	△29	—
売上債権の増減額(△は増加)	5,386	2,419
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,421	△685
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,214	3,589
未払金の増減額(△は減少)	3,368	△2,291
その他	△122	△275
小計	△5,640	3,259
利息及び配当金の受取額	245	407
利息の支払額	△65	△13
法人税等の支払額	△320	△381
法人税等の還付額	411	235
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,369	3,507
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,364	△1,025
定期預金の払戻による収入	737	942
有形固定資産の取得による支出	△2,100	△1,360
有形固定資産の売却による収入	167	606
無形固定資産の取得による支出	△299	△13
投資有価証券の取得による支出	△157	—
投資有価証券の売却による収入	336	—
貸付けによる支出	△0	△2
貸付金の回収による収入	568	19
その他	△61	59
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,174	△775

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△243	△239
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△341	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△584	△239
現金及び現金同等物に係る換算差額	△192	400
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,320	2,893
現金及び現金同等物の期首残高	38,971	30,650
現金及び現金同等物の期末残高	※1 30,650	※1 33,544

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しております。

当連結会計年度より、連結子会社であったFUNAI CORPORATION, INC. は、連結子会社であるP&F USA, Inc. を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、P&F USA, Inc. の商号をFUNAI CORPORATION, INC. へ変更しております。

中山嘉財船井電機有限公司は清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は(株)エフ、ジー、エスであります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（(株)エフ、ジー、エス他）及び関連会社（嘉宝電機有限公司）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
P&F MEXICANA, S. A. DE C. V.	12月31日 ※1.
Funai Trading Corp.	12月31日 ※1.
Funai Manufacturing, S. A. DE C. V.	12月31日 ※1.
中山船井電機有限公司	12月31日 ※2.

※1. 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※2. 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

当社及び国内連結子会社は、製品及び仕掛品は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

海外連結子会社は、製品、仕掛品及び原材料は主として先入先出法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、海外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

工具、器具及び備品 1～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、特許権については、経済的使用可能予測期間（8～10年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社では内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産として計上しております。

また、一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(IFRS第15号の適用)

米国を除く在外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第15号(顧客との契約から生じる収益)を適用しております。

当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リース」(IFRS第16号)
- ・「リース」(米国会計基準Topic842)

海外連結子会社

(1) 概要

本会計基準等は、借り手は原則すべてのリースについて資産及び負債の認識をすること等を中心に改正されました。

(2) 適用予定日

IFRS第16号は2020年3月期の期首から、米国会計基準Topic842は2021年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リース」(IFRS第16号)及び「リース」(米国会計基準Topic842)の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「顧客との契約から生じる収益」(米国会計基準Topic606)

(1) 概要

本会計基準の適用により、企業は約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

(2) 適用予定日

2020年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「顧客との契約から生じる収益」(米国会計基準Topic606)の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が468百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が463百万円増加しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が5百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「固定資産賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「固定資産賃貸料」に表示していた62百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「新株予約権戻入益」に表示していた146百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「役員退職慰労引当金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△143百万円は、「役員退職慰労引当金の増減額」△21百万円及び「その他」△122百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「リース債務の返済による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△243百万円は、「リース債務の返済による支出」△243百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	994百万円	994百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売手数料	3,408百万円	1,744百万円
特許権使用料	3,158	2,980
荷造運送費	1,655	1,188
従業員給料手当	3,103	2,669
退職給付費用	213	136
貸倒引当金繰入額	253	11
製品保証引当金繰入額	561	△16
役員退職慰労引当金繰入額	△21	△608

※2. 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	6,242百万円	5,582百万円

※3. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	0	38
工具、器具及び備品	2	9
計	2	48

※4. 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	5	0
土地	5	47
特許権	5	—
ソフトウェア	0	—
計	17	48

※5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
事業用資産	船井電機(株) (大阪府大東市)	工具、器具及び備品	148
		リース資産（有形）	4
		特許権	2,451
		ソフトウェア	75
		長期前払費用	4,883
事業用資産	船井電機(香港)有限公司 (香港 新界)	建物及び構築物	42
		機械装置及び運搬具	37
		工具、器具及び備品	613
事業用資産	FUNAI (THAILAND) CO.,LTD. (タイ ナコンラーチャーマー)	建物及び構築物	596
		機械装置及び運搬具	181
		工具、器具及び備品	413
		土地	56
		ソフトウェア	1
事業用資産	Funai Electric Philippines Inc. (フィリピン バタンガス)	建物及び構築物	474
		機械装置及び運搬具	331
		工具、器具及び備品	218
		ソフトウェア	34
事業用資産	Funai Electric Cebu, Inc. (フィリピン セブ)	建物及び構築物	539
		機械装置及び運搬具	594
		工具、器具及び備品	67
		ソフトウェア	33
事業用資産	FEP REAL ESTATE, INC. (フィリピン マカティ)	土地	42
事業用資産	FUNAI CORPORATION, INC. (米国 ニュージャージー)	建物及び構築物	8
		機械装置及び運搬具	2
		工具、器具及び備品	3
		リース資産（無形）	293
事業用資産	Funai Trading Corp. (米国 カリフォルニア)	建物及び構築物	5
		機械装置及び運搬具	27
		工具、器具及び備品	33
		ソフトウェア	55
事業用資産	Funai Lexington Technology Corporation (米国 ケンタッキー)	建物及び構築物	59
		機械装置及び運搬具	136
		工具、器具及び備品	66
		ソフトウェア	3
事業用資産	Funai Manufacturing, S.A. DE C.V. (メキシコ ティファナ)	建物及び構築物	13
		機械装置及び運搬具	5
		工具、器具及び備品	4
		ソフトウェア	8
事業用資産	P&F MEXICANA, S.A. DE C.V. (メキシコ メヒコ)	機械装置及び運搬具	3
		工具、器具及び備品	1
		ソフトウェア	13
合 計			12,586

当社グループは、事業用資産については連結グループにおける管理会計上の単位を基礎とした区分によりグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下している事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（12,586百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、建物及び構築物並びに土地については正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士等により合理的に算定された評価額に基づく正味売却価額を使用しており、前述以外の資産については正味売却価額によって測定しており、正味売却価額を零として算定しております。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
事業用資産	船井電機㈱ （大阪府大東市）	長期前払費用	37
事業用資産	Funai Electric Philippines Inc. （フィリピン バタンガス）	工具、器具及び備品	88
事業用資産	Funai Electric Cebu, Inc. （フィリピン セブ）	建物及び構築物	3
		機械装置及び運搬具	5
		工具、器具及び備品	27
		ソフトウェア	3
事業用資産	Funai Lexington Technology Corporation （米国 ケンタッキー）	機械装置及び運搬具	10
合 計			177

当社グループは、事業用資産については連結グループにおける管理会計上の単位を基礎とした区分によりグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下している事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（177百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、建物及び構築物については不動産鑑定士等により合理的に算定された評価額に基づく正味売却価額を使用し、前述以外の資産については、正味売却価額を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1百万円	△12百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	1	△12
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	1	△12
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△1,099	1,023
組替調整額	—	△163
税効果調整前	△1,099	859
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△1,099	859
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	334	43
組替調整額	162	14
税効果調整前	496	58
税効果額	△156	△29
退職給付に係る調整額	340	29
その他の包括利益合計	△757	876

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	36,130	—	—	36,130
合計	36,130	—	—	36,130
自己株式				
普通株式(注)	2,011	0	—	2,011
合計	2,011	0	—	2,011

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	17
合計		—	—	—	—	—	17

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月22日 取締役会	普通株式	341	10	2017年3月31日	2017年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	36,130	—	—	36,130
合計	36,130	—	—	36,130
自己株式				
普通株式（注）	2,011	0	—	2,011
合計	2,011	0	—	2,011

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	31
合計		—	—	—	—	—	31

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
現金及び預金勘定	32,390百万円	35,417百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,739	△1,872
現金及び現金同等物	30,650	33,544

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

機械装置及び運搬具であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	454	573
1年超	899	2,190
合計	1,354	2,764

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入、資金運用については短期的な預金等によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程を定め、取引先毎に取引条件、与信限度額を管理することとしております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、社内機関である投融資審議会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は利用しない方針ですが、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されているため、個別契約毎に判断して、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。デリバティブ取引を実行する場合、その執行・管理については、社内規程に従って行うこととしております。また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債権や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	32,390	32,390	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,953	9,953	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	49	49	—
資産計	42,393	42,393	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,808	11,808	—
(2) 未払金	10,372	10,372	—
負債計	22,180	22,180	—
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	35,417	35,417	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,724	7,724	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	36	36	—
資産計	43,178	43,178	—
(1) 支払手形及び買掛金	15,618	15,618	—
(2) 未払金	8,287	8,287	—
負債計	23,906	23,906	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式等	1,236	1,236

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	32,390	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,953	—	—	—
合計	42,344	—	—	—

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	35,417	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,724	—	—	—
合計	43,141	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	49	35	13
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	49	35	13
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	49	35	13

(注) 非上場株式等 (連結貸借対照表計上額 242百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	36	35	1
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	36	35	1
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	36	35	1

(注) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 242百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の一部は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

海外連結子会社の一部は、確定拠出型の制度を設けております。

一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を採用した制度を含んでおります。)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,588百万円	6,300百万円
勤務費用	399	367
利息費用	87	85
数理計算上の差異の発生額	△148	△107
退職給付の支払額	△641	△566
その他	14	11
退職給付債務の期末残高	6,300	6,090

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を採用した制度を含んでおります。)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	8,117百万円	8,136百万円
期待運用収益	107	108
数理計算上の差異の発生額	186	△63
事業主からの拠出額	396	320
退職給付の支払額	△641	△566
その他	△29	4
年金資産の期末残高	8,136	7,939

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表 (簡便法を採用した制度を含んでおります。)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	△6,181百万円	△5,941百万円
年金資産	8,022	7,823
退職給付に係る資産	1,840	1,881
積立型制度の退職給付債務	△118百万円	△149百万円
年金資産	114	115
退職給付に係る負債	△3	△33

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額（簡便法を採用した制度を含んでおります。）

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	399百万円	367百万円
利息費用	87	85
期待運用収益	△107	△108
数理計算上の差異の費用処理額	163	16
過去勤務費用の費用処理額	△1	△1
その他	40	9
確定給付制度に係る退職給付費用	582	368

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	498百万円	59百万円
過去勤務費用	△1	△1
合計	496	58

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	608百万円	667百万円
未認識過去勤務費用	4	2
合計	612	670

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳（簡便法を採用した制度を含んでおります。）

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	59%	56%
株式	20	21
貸付金・短期資金	0	2
その他	21	21
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	1.4%	1.4%
長期期待運用収益率	1.3%	1.3%
予想昇給率	5.6%	5.5%
一時金選択率	75.5%	76.9%

3. 確定拠出制度

一部の海外連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度97百万円、当連結会計年度90百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価	7	9
販売費及び一般管理費	7	8

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
新株予約権戻入益	146	4

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2014年度第1回 ストック・オプション	2016年度第1回 ストック・オプション	2017年度第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役員 2名 当社子会社執行役員 2名 当社子会社従業員 1名	当社取締役 4名 当社執行役員 1名 当社従業員 50名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 2名 当社執行役員 2名 当社従業員 122名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 120,000株	普通株式 174,000株	普通株式 170,000株
付与日	2014年10月10日	2017年1月30日	2017年11月29日
権利確定条件	付されておりません。	付されておりません。	付されておりません。
対象勤務期間	2014年10月10日から権利確定日まで。なお、権利確定日は、段階的な権利行使期間に応じて定められ、最終の権利行使期間の開始日は2022年9月1日であります。	2017年1月30日から権利確定日まで。なお、権利確定日は、段階的な権利行使期間に応じて定められ、最終の権利行使期間の開始日は2022年9月1日であります。	2017年11月29日から権利確定日まで。なお、権利確定日は、段階的な権利行使期間に応じて定められ、最終の権利行使期間の開始日は2023年9月1日であります。
権利行使期間	2016年9月1日から 2023年8月31日まで	2018年9月1日から 2023年8月31日まで	2019年9月1日から 2024年8月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2014年度第1回 ストック・オプション	2016年度第1回 ストック・オプション	2017年度第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	133,000	160,500
付与	—	—	—
失効	—	—	14,000
権利確定	—	133,000	—
未確定残	—	—	146,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,600	—	—
権利確定	—	133,000	—
権利行使	—	—	—
失効	3,200	19,800	—
未行使残	12,400	113,200	—

②単価情報

	2014年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,296
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	
a (注)	236
b (注)	280
c (注)	330
d (注)	353
e (注)	359
f (注)	359
g (注)	356

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 2016年9月1日から2023年8月31日まで
- b 2017年9月1日から2023年8月31日まで
- c 2018年9月1日から2023年8月31日まで
- d 2019年9月1日から2023年8月31日まで
- e 2020年9月1日から2023年8月31日まで
- f 2021年9月1日から2023年8月31日まで
- g 2022年9月1日から2023年8月31日まで

		2016年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,019
行使時平均株価	(円)	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	
a (注)		188
b (注)		199
c (注)		206
d (注)		212
e (注)		216

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 2018年9月1日から2023年8月31日まで
- b 2019年9月1日から2023年8月31日まで
- c 2020年9月1日から2023年8月31日まで
- d 2021年9月1日から2023年8月31日まで
- e 2022年9月1日から2023年8月31日まで

		2017年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	947
行使時平均株価	(円)	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	
a (注)		199
b (注)		213
c (注)		233
d (注)		246
e (注)		258

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 2019年9月1日から2024年8月31日まで
- b 2020年9月1日から2024年8月31日まで
- c 2021年9月1日から2024年8月31日まで
- d 2022年9月1日から2024年8月31日まで
- e 2023年9月1日から2024年8月31日まで

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効の見積数をゼロとしております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	6百万円	5百万円
役員退職慰労引当金	314	8
未払金	1,499	1,601
貸倒引当金	361	178
未払費用(賞与分)	146	151
投資有価証券評価損	20	20
たな卸資産評価減	351	291
減損損失	2,622	1,900
税務上の繰越欠損金(注)2	18,953	17,969
その他	1,441	1,604
繰延税金資産小計	25,716	23,734
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	—	△17,489
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△4,829
評価性引当額小計(注)1	△24,966	△22,319
繰延税金資産合計	749	1,414
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△53	△50
退職給付に係る資産	△561	△573
その他	△95	△207
繰延税金負債合計	△709	△831
繰延税金資産の純額	39	583

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	239	2,508	657	165	14,398	17,969
評価性引当額	—	△239	△2,508	△657	△165	△13,919	△17,489
繰延税金資産	—	—	—	—	—	479	(※2) 479

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、米州のディスプレイ事業の将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純損失を計 上しているため、記載を省略し ております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		4.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△11.3
住民税均等割		0.6
海外連結子会社の税率差異		6.9
評価性引当額の増減		△121.7
その他		1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△89.1

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、電気機械器具を製造販売しており、国内においては当社が、海外においては米州、アジア、欧州等の各地域をFUNAI CORPORATION, INC. (米州)、FUNAI (THAILAND) CO., LTD. (アジア)、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o. (欧州) 及びその他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、製造販売体制を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「米州」、「アジア」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの損益は、営業損益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	連結 財務諸表 計上額 (注) 2.
	日本	米州	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	36,199	92,949	853	127	130,130	—	130,130
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	83,389	2,293	98,355	—	184,038	(184,038)	—
計	119,589	95,243	99,209	127	314,169	(184,038)	130,130
セグメント損失 (△)	△5,634	△965	△3,948	△83	△10,631	(253)	△10,885
セグメント資産	76,258	24,892	28,038	1,407	130,595	(50,330)	80,265
その他の項目							
減価償却費	706	110	1,442	—	2,258	—	2,258
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	815	164	1,445	—	2,425	(16)	2,408

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	連結 財務諸表 計上額 (注) 2.
	日本	米州	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	36,624	68,083	819	22	105,549	—	105,549
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	61,580	6,424	62,850	—	130,856	(130,856)	—
計	98,205	74,508	63,670	22	236,406	(130,856)	105,549
セグメント利益	637	160	709	64	1,571	(889)	682
セグメント資産	69,613	25,640	28,395	1,414	125,064	(41,770)	83,293
その他の項目							
減価償却費	340	26	615	—	982	(8)	974
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	170	173	1,152	—	1,495	(46)	1,449

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益又はセグメント損失 (△)

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	△735	△34
全社費用※	△772	△128
棚卸資産の調整額	1,254	△726
合計	△253	△889

※ 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	20,635	24,771
棚卸資産の調整額	△44	△770
セグメント間債権債務消去等	△70,921	△65,771
合計	△50,330	△41,770

※ 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券等）であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、連結財務諸表の営業利益又は営業損失 (△) と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	映像機器	情報機器	その他	合計
外部顧客への売上高	122,569	3,334	4,225	130,130

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州			アジア	欧州	合計
	米国	メキシコ	その他			
33,897	89,020	2,844	2,438	1,391	538	130,130

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	アジア			欧州	合計
		フィリピン	タイ	その他		
4,528	2	3,097	564	0	—	8,193

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
WAL-MART STORES, INC.	77,979	米州
株式会社ヤマダ電機	17,115	日本

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	映像機器	情報機器	その他	合計
外部顧客への売上高	97,059	3,306	5,183	105,549

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州			アジア	欧州	合計
	米国	メキシコ	その他			
33,930	66,183	636	3,084	1,321	392	105,549

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	アジア			欧州	合計
		フィリピン	タイ	その他		
4,390	132	2,628	894	112	—	8,159

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
WAL-MART STORES, INC.	53,601	米州
株式会社ヤマダ電機	16,281	日本

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	米州	アジア	欧州	全社・消去	合計
減損損失	7,564	745	4,276	—	—	12,586

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	米州	アジア	欧州	全社・消去	合計
減損損失	37	10	129	—	—	177

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,485円96銭	1株当たり純資産額	1,583円46銭
1株当たり当期純損失	724円21銭	1株当たり当期純利益	76円59銭

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	50,717	54,057
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	17	31
(うち新株予約権(百万円))	(17)	(31)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	50,699	54,025
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	34,118	34,118

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期 純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△24,709	2,613
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)(百万円)	△24,709	2,613
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,119	34,118
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の 数3,091個)を除いております。 なお、詳細は「新株予約権等の状 況」に記載しております。	新株予約権3種類(新株予約権の 数2,721個)を除いております。 なお、詳細は「新株予約権等の状 況」に記載しております。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少について)

当社は、2019年6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり、資本準備金の額の減少について決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の財務戦略における柔軟性及び機動性を確保するため、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	3,000,000,000円
-------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	3,000,000,000円
----------	----------------

3. 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2019年5月13日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2019年6月26日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2019年6月27日 (予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2019年7月27日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 2019年7月29日 (予定) |

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	236	217	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	282	102	—	2020年4月22日～ 2024年1月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
計	518	319	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	77	12	7	4

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	21,663	46,731	81,021	105,549
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前四半期純損失 (△)(百万円)	△910	△210	△101	1,381
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株 主に帰属する四半期純損失 (△)(百万円)	△19	650	702	2,613
1株当たり四半期(当期) 純利益又は1株当たり四半期 純損失(△)(円)	△0.56	19.07	20.60	76.59

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (△)(円)	△0.56	19.64	1.53	55.99

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,350	23,498
売掛金	※1 18,223	※1 15,053
商品及び製品	977	457
原材料及び貯蔵品	1,653	1,884
前払費用	357	219
その他	※1 791	※1 496
貸倒引当金	△4,885	△4,907
流動資産合計	36,468	36,702
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,907	1,835
構築物	23	22
機械及び装置	1	0
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	21	47
土地	2,302	2,302
リース資産	263	173
有形固定資産合計	4,520	4,381
無形固定資産		
ソフトウェア	71	32
リース資産	—	9
その他	12	12
無形固定資産合計	83	55
投資その他の資産		
投資有価証券	291	279
関係会社株式	21,808	22,230
長期貸付金	※1 21,386	※1 18,201
長期前払費用	43	32
前払年金費用	1,311	1,247
その他	200	161
貸倒引当金	△12,500	△12,600
投資その他の資産合計	32,539	29,551
固定資産合計	37,144	33,988
資産合計	73,612	70,691

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 6,468	※1 7,434
リース債務	118	114
未払金	※1 6,419	※1 5,028
未払費用	※1 3,842	※1 2,001
未払法人税等	183	5
預り金	286	380
製品保証引当金	838	822
その他	1,038	801
流動負債合計	19,196	16,589
固定負債		
長期借入金	※1 658	※1 887
リース債務	171	86
繰延税金負債	454	432
役員退職慰労引当金	1,025	27
その他	744	333
固定負債合計	3,054	1,767
負債合計	22,250	18,357
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金		
資本準備金	32,833	20,023
その他資本剰余金	438	13,248
資本剰余金合計	33,272	33,272
利益剰余金		
利益準備金	209	—
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	120	113
別途積立金	23,400	10,971
繰越利益剰余金	△12,637	978
利益剰余金合計	11,092	12,063
自己株式	△24,341	△24,341
株主資本合計	51,331	52,301
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13	1
評価・換算差額等合計	13	1
新株予約権	17	31
純資産合計	51,362	52,334
負債純資産合計	73,612	70,691

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※2 119,197	※2 97,910
売上原価	※2 113,008	※2 87,996
売上総利益	6,189	9,914
販売費及び一般管理費	※1, ※2 12,783	※1, ※2 9,461
営業利益又は営業損失 (△)	△6,594	452
営業外収益		
受取利息及び配当金	※2 591	※2 487
為替差益	—	651
関係会社貸倒引当金戻入額	91	—
その他	※2 98	※2 94
営業外収益合計	780	1,232
営業外費用		
支払利息	※2 4	※2 29
為替差損	1,548	—
関係会社貸倒引当金繰入額	780	270
損害賠償金	—	51
その他	※2 267	※2 93
営業外費用合計	2,600	443
経常利益又は経常損失 (△)	△8,414	1,241
特別利益		
固定資産売却益	1	0
関係会社株式売却益	20	—
新株予約権戻入益	146	4
特別利益合計	168	4
特別損失		
固定資産処分損	17	—
関係会社株式評価損	3,661	245
減損損失	7,564	37
特別損失合計	11,243	282
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△19,489	962
法人税、住民税及び事業税	13	14
法人税等調整額	△67	△22
法人税等合計	△53	△8
当期純利益又は当期純損失 (△)	△19,435	970

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	128	23,400	7,131	30,869
当期変動額									
準備金から剰余金への振替									
利益準備金の取崩									
欠損填補									
固定資産圧縮積立金の取崩						△7		7	－
剰余金の配当								△341	△341
当期純利益								△19,435	△19,435
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△7	－	△19,769	△19,776
当期末残高	31,307	32,833	438	33,272	209	120	23,400	△12,637	11,092

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,341	71,107	11	11	149	71,269
当期変動額						
準備金から剰余金への振替		－				－
利益準備金の取崩		－				－
欠損填補		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△341				△341
当期純利益		△19,435				△19,435
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1	1	△131	△129
当期変動額合計	△0	△19,776	1	1	△131	△19,906
当期末残高	△24,341	51,331	13	13	17	51,362

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	120	23,400	△12,637	11,092
当期変動額									
準備金から剰余金への振替		△12,810	12,810	—					
利益準備金の取崩					△209			209	—
欠損填補							△12,428	12,428	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△7		7	—
剰余金の配当									
当期純利益								970	970
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	△12,810	12,810	—	△209	△7	△12,428	13,615	970
当期末残高	31,307	20,023	13,248	33,272	—	113	10,971	978	12,063

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,341	51,331	13	13	17	51,362
当期変動額						
準備金から剰余金への振替		—				—
利益準備金の取崩		—				—
欠損填補		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		—				—
当期純利益		970				970
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△12	△12	13	1
当期変動額合計	△0	970	△12	△12	13	972
当期末残高	△24,341	52,301	1	1	31	52,334

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、特許権については、経済的使用可能予測期間（8～10年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	13,867百万円	11,945百万円
長期金銭債権	21,189	18,171
短期金銭債務	9,531	7,785
長期金銭債務	658	887

(損益計算書関係)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度61%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度39%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売手数料	3,573百万円	2,263百万円
特許権使用料	3,157	2,980
従業員給料手当	1,670	1,519
貸倒引当金繰入額	△718	△2
製品保証引当金繰入額	561	△16
役員退職慰労引当金繰入額	△21	△608
減価償却費	585	182
研究開発費	505	717

※2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引		
売上高	83,392百万円	61,884百万円
仕入高	95,902	72,216
その他の営業費用	2,320	2,403
営業取引以外の取引高	579	435

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式22,227百万円、関連会社株式3百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式21,804百万円、関連会社株式3百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	314百万円	8百万円
貸倒引当金	5,317	5,354
未払費用(賞与分)	135	140
投資有価証券評価損	20	20
関係会社株式評価損	4,722	4,797
未払金	1,124	1,215
減損損失	2,109	1,563
繰越欠損金	16,061	14,030
その他	1,025	896
繰延税金資産小計	30,830	28,027
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	△14,030
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△13,996
評価性引当額小計	△30,830	△28,027
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
前払年金費用	△401	△381
固定資産圧縮積立金	△53	△50
繰延税金負債合計	△454	△432
繰延税金資産・負債(負債は△)の純額	△454	△432

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失を計上して	30.6%
(調整)	いるため、記載を省略しております。	
交際費等永久に損金に算入されない項目		3.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△0.3
住民税均等割等		0.7
外国税額		0.8
評価性引当額の増減		△37.4
その他		1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△0.8

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少について)

当社は、2019年6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり、資本準備金の額の減少について決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の財務戦略における柔軟性及び機動性を確保するため、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	3,000,000,000円
-------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	3,000,000,000円
----------	----------------

3. 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2019年5月13日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2019年6月26日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2019年6月27日 (予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2019年7月27日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 2019年7月29日 (予定) |

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	1,907	20	—	91	1,835	4,555
	構築物	23	0	—	2	22	238
	機械及び装置	1	—	0	0	0	167
	車両運搬具	0	—	—	—	0	25
	工具、器具及び備品	21	115	0	89	47	3,779
	土地	2,302	—	—	—	2,302	—
	リース資産	263	20	—	110	173	423
	建設仮勘定	—	35	35	—	—	—
	計	4,520	192	35	295	4,381	9,189
無形固定資産	ソフトウェア	71	2	—	40	32	1,939
	リース資産	—	10	—	0	9	0
	その他	12	—	—	—	12	—
	計	83	12	—	41	55	1,940

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	17,385	270	148	17,507
製品保証引当金	838	822	838	822
役員退職慰労引当金	1,025	9	1,007	27

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www2.funai.co.jp/jp/investors/koukoku.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第66期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） | 2018年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度（第62期）（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）
事業年度（第63期）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
事業年度（第64期）（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
事業年度（第65期）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
事業年度（第66期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） | 2019年3月28日
2019年3月28日
2019年3月28日
2019年3月28日
2019年3月28日
関東財務局長に提出 |
| (3) 内部統制報告書及びその添付書類 | 2018年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (4) 四半期報告書及び確認書
（第67期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
（第67期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）
（第67期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） | 2018年8月9日
2018年11月13日
2019年2月13日
関東財務局長に提出 |
| (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
（第66期第2四半期）（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）
（第66期第3四半期）（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）
（第67期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） | 2019年3月28日
2019年3月28日
2019年3月28日
関東財務局長に提出 |
| (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 | 2018年5月14日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書 | 2018年7月2日
関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 | 2018年11月9日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

船井電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田 明広 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂 雄一郎 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている船井電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、船井電機株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、船井電機株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

船井電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田 明広 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂 雄一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている船井電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 船越 秀明
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 (東京都千代田区外神田4丁目11番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長船越秀明は、当社の第67期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 船越 秀明
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 (東京都千代田区外神田4丁目11番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役執行役員社長船越秀明は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社と連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社15社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、概ね各事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを追加選定した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。